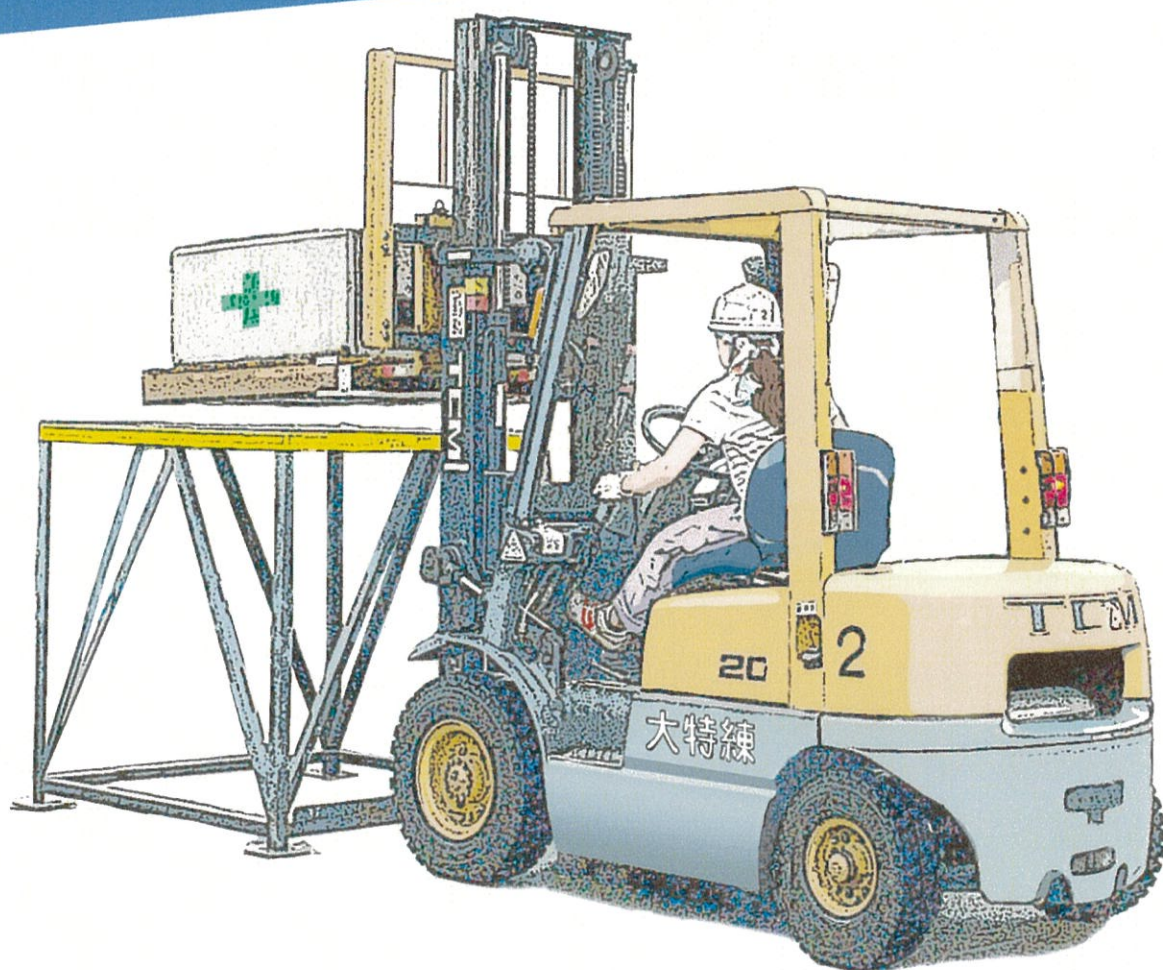


フォークリフト運転技能講習



教育訓練給付制度の手引き

一般社団法人 前橋労働基準協会
(厚生労働大臣指定講座 No. 1020096-1510012-9)

教育訓練給付制度とは・・・

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職者)が、厚生労働大臣の指定する一般教育訓練を受講し修了した場合、本人自らが教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額(上限あり)をハローワーク(公共職業安定所)から支給します。

具体的には、当協会が実施している「フォークリフト運転技能講習(31 時間コース)が厚生労働大臣指定の一般教育訓練給付指定講座となっております。

よって、要件を満たす者が、当協会のフォークリフト運転技能講習を受講し修了した場合、お支払いいただいた受講料(消費税込、テキスト代含む)の20%に相当する額が教育訓練給付金としてハローワークから支給されます。

当協会の受講料 (消費税・テキスト代含む)	教育訓練給付金 (講習料の20%)	差引負担額
39,050円	7,810円	31,240円

- この制度は、雇用保険の被保険者個人を対象とするもので、受講者を雇用する会社に対して支払われるものではありません。また、会社が受講料を負担するような場合には、会社負担部分は対象となりません。
- 当該給付金の申請手続きは、受講者本人がハローワーク(公共職業安定所)に対して行うこととなります。

支給対象者

受講開始日において次の①または②のいずれかに該当し、講習を受講し、修了した方。

- ① 在職者：雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が3年以上あること。
- ② 離職者：離職日の翌日から受講開始日までが1年以内であり、かつ雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が3年以上あること。
- ③ 上記①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付を受けようとする方については、雇用保険の被保険者として雇用されていた期間が1年以上あれば対象になります。
また、過去に教育訓練給付を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者期間は通算されません。

詳しくは、最寄りのハローワークへお尋ね下さい。

■ 支給要件の照会

教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始(予定)日現在において、教育訓練給付金の受給資格があるかどうかをハローワークにて照会することができます。

受講開始(予定)日現在で、ご自身での支給要件が不明確な方やご自身で判断が難しい方は、この照会によって予め確認してから受講することをお勧めします。

注意！

教育訓練給付制度のご利用を希望される方は、必ず、受講申込の際、申込書の「教育訓練給付制度(一般教育訓練給付金)を利用する。」のチェック欄に をして下さい。

記入の無い場合は、ご利用なさらないものと判断させていただきます。

支給申請方法について

■ 講習修了時

フォークリフト技能講習を修了された方には「フォークリフト運転技能講習修了証」(資格証)を交付しますが、教育訓練給付制度ご利用希望者の方には、

- ① 「教育訓練給付金支給申請書」
- ② 「教育訓練修了証明書」

を、受講修了日にお渡しいたします。

■ 領収書

受講前に現金にて講習費を納付していただいた方には、その際、

- ③ 「領収書」

を発行いたしますが、領収書も支給申請に必要ですので、大切に保管して下さい。

口座振込にて納付いただいた場合には、上記書類①②に併せて、③領収書を受講修了日にお渡しいたします。

■ 支給申請手続

教育訓練給付金の支給を受けようとする場合、支給申請手続は講習修了日の翌日から起算して1ヶ月以内です。

支給申請手続は、教育訓練を受講したご本人が、住所を管轄しているハローワークに対して、次の書類を提出し申請します。

- ① 教育訓練給付金支給申請書
- ② 教育訓練修了証明書
- ③ 領収書

⇐ 当協会が発行する書類

- ④ 本人・住所確認書類 (運転免許証、国民健康保険被保険者証、雇用保険受給者資格証、住民票の写し、印鑑証明書のいずれか)
- ⑤ 雇用保険被保険者証、または雇用保険受給者資格証
- ⑥ ご本人様の金融機関の通帳またはキャッシュカード

⇐ ご自身でご用意いただく書類

■ 申請に当たっては、事前にハローワークへ確認して下さい。

支給までの流れ

1 受給資格の確認

ハローワークで「教育訓練支給要件照会票」により、受給資格の確認を行う

- ・支給対象者および支給要件期間については細かく決められています。あらかじめ確認しておくことをお勧めします。



2 受講申込

前橋労働基準協会へ「フォークリフト運転技能講習申込書」を提出

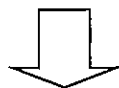
- ・所定の用紙により、当協会あてFAX、郵送または持参により受講申込。(申込書に教育訓練利用を明記)
- ・受講料は、口座振込か持参。受講料を持参された方には、領収書発行。



3 講習受講

修了した方に、「教育訓練給付金支給申請書」、「教育訓練修了証明書」を交付

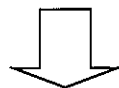
- ・講習修了者には、原則即日、資格証を交付すると共に、「教育訓練給付金支給申請書」、「教育訓練修了証明書」及び領収書（口座振込の場合）を交付。



4 給付金の申請

修了後、1ヶ月以内に、住所地を管轄するハローワークに申請

- ・講習修了日の翌日から1ヶ月以内に、ご自身で、住所地を管轄するハローワークへ申請。



5 給付金支給

ハローワークから本人の指定口座に振込

教育訓練修了証明書

住所	〒 -----
ふりがな	-----
氏名	-----

発行日 平成 年 月 日

通番 _____

教育訓練講座名	-----		
指定番	-----	-----	-----
実施方法	<input type="checkbox"/> 通学制 <input type="checkbox"/> 通信制	訓練期間	月・回
受講開始日	平成 年 月 日	受講修了日	平成 年 月 日

教育訓練経費	-----	内 学料	-----	円
支払方法	<input type="checkbox"/> 一括 <input type="checkbox"/> 分割	受講料	-----	円
支払手段	<input type="checkbox"/> 通常 <input type="checkbox"/> クレジット(クレジット会社名)			
割増・割引	<input type="checkbox"/> 標準額 <input type="checkbox"/> 割増(理由) <input type="checkbox"/> 割引(理由)			

備 考	-----
-----	-------

以上のとおり、表記の受講者が、当教育訓練施設の修了認定基準に照らし、表記の教育訓練講座を修了したことを証明します。

公共職業安定所長 殿

指定教育訓練実施者名

教育訓練施設の名称

所在地

電話番号

長の職名・氏名

印

領 収 証

様

平成 年 月 日

¥

見本

但し

上記の金額正に領収いたしました。

一般社団法人 前橋労働基準協会

前橋市日吉町一丁目8番地1

前橋商工会議所4F

TEL 027(234)3675番

FAX 027(234)3899番

印紙税法第五條
に基づき収入印
紙を貼付しない

